

令和 4 年 2 月 25 日 開 会

④

令和 4 年第 1 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和4年第1回茨城県議会定例会議案（第2綴）目次

	頁
第43号議案 令和3年度茨城県一般会計補正予算（第9号）	1
第44号議案 令和3年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）	22
第45号議案 令和3年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）	24
第46号議案 令和3年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）	26
第47号議案 令和3年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）	28
第48号議案 令和3年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）	31
第49号議案 令和3年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	34
第50号議案 令和3年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	36
第51号議案 令和3年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）	38
第52号議案 令和3年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	40
第53号議案 令和3年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）	42
第54号議案 令和3年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	44
第55号議案 令和3年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）	46
第56号議案 令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	49
第57号議案 令和3年度茨城県病院事業会計補正予算（第2号）	52
第58号議案 令和3年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）	54
第59号議案 令和3年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	56
第60号議案 令和3年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）	58
第61号議案 令和3年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）	60
第62号議案 令和3年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	62
第63号議案 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例	65
第64号議案 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例	66
第65号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について	67
第66号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について	68
第67号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	70
第68号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	72
第69号議案 工事請負契約の締結について（養蚕橋橋梁上部工事（その1））	73
第70号議案 工事請負契約の締結について（養蚕橋橋梁上部工事（その2））	74
第71号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）上曾トンネル本体工事（石岡工区））	75
第72号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区））	76
第73号議案 訴えの提起について（生活保護費用返還金）	77
第74号議案 訴えの提起について（農業改良資金貸付金償還金及び違約金）	78
第75号議案 訴えの提起について（森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金返還金）	79
第76号議案 権利の放棄について（県立医療大学付属病院の使用料等）	80
第77号議案 権利の放棄について（茨城県住宅供給公社に係る債権）	81
第78号議案 権利の放棄について（県立中央病院の診療料等）	82

予 算

第43号議案

令和3年度 茨城県一般会計補正予算（第9号）

令和3年度茨城県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,686,220千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,477,658,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		360,678,061 ^{千円}	33,410,156 ^{千円}	394,088,217 ^{千円}
	1 県 民 税	114,067,426	10,095,175	124,162,601
	2 事 業 税	70,553,873	20,122,682	90,676,555
	3 地 方 消 費 税	78,923,515	3,815,242	82,738,757
	4 不 動 産 取 得 税	5,823,279	△ 812,796	5,010,483
	5 県 た ば こ 税	3,393,413	98,932	3,492,345
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,418,466	282,644	2,701,110
	7 軽 油 引 取 税	32,307,739	△ 305,326	32,002,413
	8 自 動 車 税	51,916,901	117,591	52,034,492
	9 鉱 区 税	4,245	△ 92	4,153
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,232,240	△ 3,174	1,229,066
	11 狩 猟 税	36,964	△ 722	36,242
2 地 方 消 費 税 金 清 算		124,168,955	10,224,624	134,393,579
	1 地 方 消 費 税 金 清 算	124,168,955	10,224,624	134,393,579
3 地 方 譲 与 税		35,121,000	14,946,514	50,067,514
	1 特 別 法 人 事 業 税 譲 与	30,866,000	15,365,827	46,231,827
	2 地 方 揮 発 油 税 譲 与	3,714,000	△ 418,506	3,295,494
	3 石 油 ガ ス 税 譲 与	104,000	4,537	108,537
	4 自 動 車 重 量 税 譲 与	319,000	21,654	340,654
	5 森 林 環 境 税 譲 与	117,000	△ 26,506	90,494
	6 航 空 機 燃 料 税 譲 与	1,000	△ 492	508

4 地方特例交付金		2,300,000	△	172,519	2,127,481
	1 地方特例交付金	2,300,000	△	172,519	2,127,481
5 地方交付税		186,830,000		32,137,205	218,967,205
	1 地方交付税	186,830,000		32,137,205	218,967,205
6 交通安全対策特別交付金		731,000		20,040	751,040
	1 交通安全対策特別交付金	731,000		20,040	751,040
7 分担金及び負担金		8,917,545	△	275,045	8,642,500
	1 分担金	908,843	△	88,277	820,566
	2 負担金	8,008,702	△	186,768	7,821,934
8 使用料及び手数料		17,453,748	△	838,971	16,614,777
	1 使用料	12,090,502	△	493,481	11,597,021
	2 手数料	1,044,747	△	498,024	546,723
	3 証紙収入	4,318,499		152,534	4,471,033
9 国庫支出金		343,691,603	△	10,565,888	333,125,715
	1 国庫負担金	55,984,448	△	844,820	55,139,628
	2 国庫補助金	284,379,974	△	9,350,935	275,029,039
	3 委託金	3,327,181	△	370,133	2,957,048
10 財産収入		1,732,741		555,570	2,288,311
	1 財産運用収入	979,324	△	91,111	888,213
	2 財産売却収入	753,417		646,681	1,400,098
11 寄附金		109,252		112,120	221,372
	1 寄附金	109,252		112,120	221,372
12 繰入金		42,194,121	△	33,361,811	8,832,310
	1 特別会計繰入金	1,526,273	△	641,029	885,244
	2 基金繰入金	40,667,848	△	32,720,782	7,947,066

13	繰越金		8,566,168	15,465,837	24,032,005
	1 繰越金		8,566,168	15,465,837	24,032,005
14	諸収入		177,940,688	△ 44,788,785	133,151,903
	1 延滞金、加算金及び過料		515,296	△ 103,805	411,491
	2 県預金利子		1,846	△ 928	918
	4 貸付金元利収入		150,547,052	△ 43,068,728	107,478,324
	5 受託事業収入		6,480,820	△ 1,062,125	5,418,695
	6 収益事業収入		8,247,729	△ 41,911	8,205,818
	8 雑収入		12,091,865	△ 511,288	11,580,577
15	県債		181,909,700	△ 31,555,267	150,354,433
	1 県債		181,909,700	△ 31,555,267	150,354,433
	歳入合計		1,492,344,582	△ 14,686,220	1,477,658,362

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,685,406 ^{千円}	△ 71,637 ^{千円}	1,613,769 ^{千円}
	1 議会費	1,685,406	△ 71,637	1,613,769
2 総務費		47,003,239	20,005,882	67,009,121
	1 総務管理費	22,404,691	27,096,173	49,500,864
	2 徴税費	19,025,389	△ 7,537,361	11,488,028
	3 市町村振興費	1,982,539	△ 115,998	1,866,541
	4 選挙費	2,977,054	△ 60,113	2,916,941
	5 人事委員会費	144,219	△ 13,220	130,999
	6 監査委員費	169,347	△ 3,557	165,790
	7 諸費	300,000	639,958	939,958
3 企画開発費		11,093,901	20,170,615	31,264,516
	1 企画費	8,082,869	726,063	8,808,932
	2 開発費	2,498,196	19,475,980	21,974,176
	3 統計調査費	512,836	△ 31,428	481,408
4 生活環境費		15,383,901	△ 2,714,730	12,669,171
	1 生活文化費	2,391,275	△ 189,729	2,201,546
	2 防災費	2,040,705	△ 87,980	1,952,725
	3 環境保全費	10,862,942	△ 2,369,374	8,493,568
	4 災害救助費	88,979	△ 67,647	21,332
5 保健福祉費		330,046,931	△ 8,123,233	321,923,698
	1 厚生総務費	121,110,858	△ 2,318,432	118,792,426
	2 生活保護費	6,197,589	△ 744,835	5,452,754
	3 児童福祉費	44,499,520	△ 1,746,479	42,753,041

	4 障 害 福 祉 費	27,673,602	764,231	28,437,833
	5 保 健 所 費	2,012,668	116,193	2,128,861
	6 医 藥 費	12,435,964	△ 1,227,332	11,208,632
	7 環 境 衛 生 費	1,230,551	△ 4,889	1,225,662
	8 公 衆 衛 生 費	114,886,179	△ 2,961,690	111,924,489
6 勞 働 費		2,675,770	△ 355,417	2,320,353
	1 勞 働 政 策 費	714,684	△ 67,947	646,737
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,828,631	△ 280,370	1,548,261
	3 勞 働 委 員 会 費	132,455	△ 7,100	125,355
7 農 林 水 産 業 費		52,764,911	△ 10,519,335	42,245,576
	1 農 業 費	20,772,641	△ 8,012,295	12,760,346
	2 畜 産 業 費	2,479,605	△ 63,740	2,415,865
	3 林 業 費	5,801,720	△ 221,549	5,580,171
	4 水 産 業 費	4,845,976	△ 438,074	4,407,902
	5 農 地 費	18,864,969	△ 1,783,677	17,081,292
8 商 工 費		261,793,589	△ 31,054,923	230,738,666
	1 産 業 政 策 費	228,102,267	△ 40,161,581	187,940,686
	2 技 術 革 新 費	1,523,185	△ 44,662	1,478,523
	3 中 小 企 業 費	2,852,153	△ 1,110	2,851,043
	4 観 光 物 産 費	6,957,047	4,214,712	11,171,759
	5 立 地 推 進 費	22,358,937	4,937,718	27,296,655
9 土 木 費		128,966,552	△ 6,387,539	122,579,013
	1 土 木 管 理 費	3,549,560	231,331	3,780,891
	2 道 路 橋 梁 費	69,614,418	47,616	69,662,034
	3 河 川 海 岸 費	39,199,966	△ 5,858,906	33,341,060

	4 港 湾 費	6,683,623	△	669,604	6,014,019
	5 都 市 計 画 費	5,821,935	△	174,795	5,647,140
	6 住 宅 費	4,097,050		36,819	4,133,869
10 警 察 費		64,229,718	△	782,481	63,447,237
	1 警 察 管 理 費	57,915,594	△	615,420	57,300,174
	2 警 察 活 動 費	6,314,124	△	167,061	6,147,063
11 教 育 費		274,321,011	△	5,069,231	269,251,780
	1 教 育 総 務 費	56,830,487	△	3,526,854	53,303,633
	2 小 学 校 費	79,941,887		968,387	80,910,274
	3 中 学 校 費	45,837,475	△	1,217,617	44,619,858
	4 高 等 学 校 費	60,949,299	△	363,312	60,585,987
	5 特 別 支 援 学 校 費	25,373,393	△	346,277	25,027,116
	6 社 会 教 育 費	3,649,532	△	306,918	3,342,614
	7 保 健 体 育 費	1,738,938	△	276,640	1,462,298
12 災 害 復 旧 費		1,113,176	△	111,652	1,001,524
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	163,523	△	155,844	7,679
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	949,653		44,192	993,845
13 公 債 費		146,439,344	△	2,208,133	144,231,211
	1 公 債 費	146,439,344	△	2,208,133	144,231,211
14 諸 支 出 金		150,827,133		12,535,594	163,362,727
	1 ゴルフ場利用税 交 付 金	1,704,106		330,033	2,034,139
	2 利子割交付金	274,906	△	29,919	244,987
	4 地方消費税清算金	76,084,648		3,660,063	79,744,711
	5 地方消費税交付金	62,962,384		5,153,341	68,115,725
	6 配当割交付金	1,534,720		811,270	2,345,990

	7	株式等譲渡所得割 交付金	1,610,536	1,180,670	2,791,206
	8	環境性能割交付金	1,052,433	170,924	1,223,357
	9	法人事業税交付金	5,462,326	1,303,323	6,765,649
	10	公営企業貸付金	141,073	△ 44,111	96,962
歳	出	合 計	1,492,344,582	△ 14,686,220	1,477,658,362

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
2 総務費			千円 -	千円 731,839	千円 731,839
	1 総務管理費		-	731,839	731,839
		公有財産管理諸費	-	510,000	510,000
		維持修繕費	-	206,940	206,940
		電気保安管理費	-	8,002	8,002
		県庁舎維持管理費	-	6,897	6,897
3 企画開発費			81,468	74,260	155,728
1 企画費	企画行政推進費	-	10,901	10,901	
	2 開発費		81,468	63,359	144,827
	地域鉄道設備等整備促進費	-	4,582	4,582	
	湊鉄道線支援事業費	-	56,027	56,027	
	公共用ヘリポート管理運営事業費	-	2,750	2,750	
4 生活環境費			737,500	1,515,778	2,253,278
1 生活文化費	サイクルツーリズム推進事業費	-	5,000	5,000	
	3 環境保全費		-	1,510,778	1,510,778
	二酸化炭素削減拡大プロジェクト事業費	-	39,466	39,466	
	産業廃棄物対策費	-	5,807	5,807	
	産業廃棄物処理施設確保対策費	-	486,954	486,954	
	工業用水道事業推進費	-	19,976	19,976	
	生活基盤施設耐震化等交付金	-	525,575	525,575	
	水道事業出資金	-	433,000	433,000	

5 保健福祉費			164,720	3,096,573	3,261,293
	1 厚生総務費		-	367,648	367,648
		総合福祉会館管理委託費	-	4,895	4,895
		老人福祉施設整備費	-	104,323	104,323
		ロボット介護機器普及支援事業費	-	26,641	26,641
		老人福祉施設整備推進事業費	-	200,539	200,539
		見守り介護機器普及支援事業費	-	31,250	31,250
	3 児童福祉費	低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金事業費	164,720	36,650	201,370
	4 障害福祉費		-	353,091	353,091
		障害福祉施設整備事業費	-	334,120	334,120
		あすなろの郷再編整備関連事業費	-	18,971	18,971
	5 保健所費	保健所施設等整備費	-	77,951	77,951
	6 医薬費		-	238,669	238,669
		大学運営費	-	178,249	178,249
		医療施設スプリンクラー等緊急整備助成費	-	44,825	44,825
		いばらき安心医療体制整備推進事業費	-	4,700	4,700
		地域医療提供体制再構築支援事業費	-	10,895	10,895
	7 環境衛生費	食肉衛生検査所施設整備費	-	3,830	3,830
	8 公衆衛生費		-	2,018,734	2,018,734
		健康プラザ費	-	142,550	142,550
	防疫事業費	-	1,870,140	1,870,140	
	動物指導センター施設整備費	-	6,044	6,044	
6 労働費	2 職業能力開発発費	茨城県職業人材育成センター運営事業費	-	15,887	15,887
7 農林水産業費			4,155,313	8,473,087	12,628,400
	1 農業費		350,014	3,693,442	4,043,456
		食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費	-	76,690	76,690

	いばらきの産地パワーアップ 支 援 事 業 費	-	1,192,516	1,192,516
	農産園芸共同利用施設 整 備 事 業 費	-	2,230,090	2,230,090
	農業用プラスチック適正処理 対 策 事 業 費	-	923	923
	儲かる産地支援事業費	-	3,450	3,450
	茨城かんしょトップランナー 産 地 拡 大 事 業 費	-	123,075	123,075
	農 業 委 員 会 補 助	14,320	2,480	16,800
	いばらきオーガニック ス テ ッ プ ア ッ プ 事 業 費	-	24,012	24,012
	農業総合センター運営費	-	2,267	2,267
	農 業 総 合 セ ン タ ー 施 設 整 備 費	-	32,939	32,939
	中 山 間 地 域 所 得 確 保 推 進 事 業 費	-	5,000	5,000
2 畜 産 業 費		-	25,763	25,763
	家畜伝染病予防事業費	-	5,800	5,800
	優良繁殖和牛群 整 備 対 策 事 業 費	-	4,723	4,723
	良質堆肥広域流通 促 進 事 業 費	-	4,240	4,240
	家畜排せつ物農外利用等 促 進 事 業 費	-	11,000	11,000
3 林 業 費		169,546	977,715	1,147,261
	緑の循環システム 整 備 事 業 費	16,666	42,345	59,011
	木 材 利 用 促 進 施 設 整 備 事 業 費	-	19,200	19,200
	特用林産施設等体制 整 備 事 業 費	-	45,900	45,900
	国 補 造 林 事 業 費	122,000	98,010	220,010
	県 単 造 林 事 業 費	-	100,600	100,600
	国 補 林 道 開 設 事 業 費	-	32,011	32,011
	奥久慈グリーンライン 林 道 整 備 事 業 費	-	200,320	200,320
	県単林道改良舗装事業費	-	14,015	14,015
	山 地 治 山 事 業 費	-	234,160	234,160
	県 単 治 山 事 業 費	-	54,642	54,642
	海岸防災林造成事業費	30,880	136,512	167,392

4 水産業費		1,031,500	1,164,468	2,195,968
	県産水産物流通消費拡大事業費	-	4,862	4,862
	施設整備費	-	54,328	54,328
	施設整備費	-	226,933	226,933
	栽培漁業センター施設整備事業費	-	14,971	14,971
	「いばらきの養殖産業」創出事業費	-	137,087	137,087
	浜の活力再生・成長促進事業費	-	89,702	89,702
	漁港管理費	-	4,730	4,730
	広域漁港整備事業費	924,500	152,619	1,077,119
	漁港施設整備事業費	1,000	69,638	70,638
	広域漁場整備事業費	-	98,579	98,579
	漁場環境保全創造事業費	-	87,366	87,366
	水産基盤ストックマネジメント事業費	106,000	37,340	143,340
	波崎漁港外港拡張部開港対策事業費	-	186,313	186,313
5 農地費		2,604,253	2,611,699	5,215,952
	土地改良施設維持管理適正化事業費補助	-	1,140	1,140
	県単土地改良事業費	-	54,790	54,790
	県営ため池等整備事業費	36,946	25,963	62,909
	湛水防除事業費	127,317	166,025	293,342
	地盤沈下対策事業費	207,925	214,010	421,935
	耕作条件改善事業費	-	61,350	61,350
	基幹水利施設管理事業費	-	13,200	13,200
	国営造成施設管理体制整備促進事業費	-	2,660	2,660
	一般農道整備事業費	-	20,100	20,100
	ふるさと農道整備事業費	-	110,100	110,100

		高収益畑作モデル 基盤整備事業費	-	68,456	68,456
		県営かんがい排水事業費	239,475	440,332	679,807
		県営畑地帯総合 整備事業費	726,205	340,900	1,067,105
		経営体育成基盤 整備事業費	1,266,385	1,022,923	2,289,308
		水田畑地化推進事業費	-	4,125	4,125
		県営中山間地域 総合整備事業費	-	65,100	65,100
		国土調査事業費補助	-	525	525
8 商 工 費			1,036,292	43,538,269	44,574,561
	1 産業政策費		-	33,474,477	33,474,477
		いばらきeスポーツ産業 創造プロジェクト事業費	-	3,000	3,000
		施設整備費	-	11,880	11,880
		新型コロナウイルス感染症対策 営業時間短縮要請協力金	-	33,459,597	33,459,597
	2 技術革新費	研 究 開 発 費	-	114,840	114,840
	3 中小企業費	いばらきアマピエちゃん 登録促進事業費	-	85,910	85,910
	4 観光物産費		12,000	8,662,109	8,674,109
		観光施設管理費	-	16,309	16,309
		いば旅あんしん割事業費	-	8,645,800	8,645,800
	5 立地推進費		972,700	1,200,933	2,173,633
		工業団地整備推進費	588,000	1,114,591	1,702,591
		都市計画事業土地区画整理事業 特別会計へ繰出	384,700	50,442	435,142
		TX沿線緑地保全事業費	-	35,900	35,900
9 土 木 費			49,885,554	19,516,626	69,402,180
	2 道路橋梁費		32,693,102	7,078,980	39,772,082
		道路工事調査費	-	143,571	143,571
		地方道路整備費	19,628,409	2,382,781	22,011,190

		県単道路改良費	630,389	129,204	759,593
		県単自転車道整備費	117,100	15,439	132,539
		合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	-	2,564,457	2,564,457
		道路台帳調製費	-	7,675	7,675
		道路計画調査費	-	47,892	47,892
		地方道路整備費	7,316,804	648,378	7,965,182
		移管道路整備費	35,400	5,417	40,817
		道路直轄事業負担金	-	1,134,166	1,134,166
	3 河川海岸費		14,680,007	10,043,570	24,723,577
		河川改良計画基礎調査費	-	38,733	38,733
		ダム管理費	-	260,487	260,487
		ダム調査費	-	2,189	2,189
		砂防調査費	-	3,700	3,700
		砂防管理費	-	9,857	9,857
		国補河川改修事業費	11,025,275	1,799,421	12,824,696
		都市基盤河川改修事業費	-	60,000	60,000
		十王ダム堰堤改良事業費	129,414	41,101	170,515
		災害関連河川改修事業費	464,395	32,210	496,605
		河川補修費	-	104,170	104,170
		河川防災費	1,462,945	1,103,011	2,565,956
		水辺空間づくり河川整備事業費	-	10,710	10,710
		通常砂防費	321,107	98,400	419,507
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	604,550	113,600	718,150
		地すべり対策事業費	7,600	3,400	11,000
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	131,000	124,000	255,000

		砂防施設補修費	-	69,811	69,811
		県単砂防費	23,800	32,611	56,411
		海岸防災費	125,336	106,312	231,648
		海岸保全施設整備事業費	384,585	59,366	443,951
		治水直轄事業負担金	-	5,970,481	5,970,481
	4 港湾費		1,668,506	819,540	2,488,046
		港湾計画調査費	-	52,682	52,682
		港湾海岸管理費	-	39,858	39,858
		港湾維持改良費	171,700	38,500	210,200
		港湾直轄事業負担金	-	688,500	688,500
	5 都市計画費		823,239	680,165	1,503,404
		街路事業基礎調査費	-	8,210	8,210
		市町村等土地区画整理県道支援事業費	-	73,930	73,930
		国補公園事業費	266,318	305,617	571,935
		公園施設費	38,000	84,319	122,319
		市町村下水道整備支援事業費	-	3,700	3,700
		湖沼水質浄化下水道接続支援事業費	-	62,618	62,618
		市町村公共下水道受託事業費	452,262	130,551	582,813
		下水道事業調査費	-	11,220	11,220
	6 住宅費	公営住宅建設費	20,700	894,371	915,071
10 警察費			26,202	395,712	421,914
	1 警察管理費		26,202	375,812	402,014
		交番・駐在所等建設整備費	-	33,807	33,807
		警察施設改修費	26,202	342,005	368,207
	2 警察活動費	特定交通安全施設整備費	-	19,900	19,900

11 教 育 費			3,348,129	2,163,453	5,511,582
	4 高等学校費		2,234,900	1,700,652	3,935,552
		校 舎 等 整 備 費	64,900	674,991	739,891
		県立高等学校改革プラン 推 進 事 業 費	-	189,690	189,690
		校 地 等 整 備 費	-	146,385	146,385
		県立高等学校再編整備費	-	33,999	33,999
		県立学校施設長寿命化 推 進 事 業 費	-	655,587	655,587
	5 特別支援 学 校 費		1,113,229	249,031	1,362,260
		校 舎 等 整 備 費	-	217,071	217,071
		校 地 等 整 備 費	-	31,960	31,960
	6 社会教育費		-	66,751	66,751
		社会教育施設整備費	-	63,671	63,671
		文化施設整備費	-	3,080	3,080
	7 保健体育費	県営体育施設設備整備費	-	147,019	147,019
12 災害復旧費			124,945	777,453	902,398
	2 土木施設 災 害 復 旧 費		124,945	777,453	902,398
		令 和 元 年 国 補 災 害 復 旧 土 木 費	124,945	43,503	168,448
		令 和 3 年 国 補 災 害 復 旧 土 木 費	-	249,150	249,150
		令和3年河川災害復旧費	-	30,000	30,000
		令 和 3 年 国 補 公 園 施 設 災 害 復 旧 費	-	356,000	356,000
		令 和 3 年 公 園 施 設 災 害 復 旧 費	-	98,800	98,800
合 計			59,560,123	80,298,937	139,859,060

第3表 債務負担行為補正

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	変 更 前	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和8年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
	変 更 後	同 上	自 令和3年度 至 令和9年度	同 上
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	変 更 前	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和9年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
	変 更 後	同 上	自 令和4年度 至 令和10年度	同 上
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 資 金 利 子 補 給	変 更 前	茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和5年度	13,066,667千円
	変 更 後	同 上	自 令和3年度 至 令和6年度	14,978,000千円
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 利 子 補 給	変 更 前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	230,235千円
	変 更 後	同 上	自 令和4年度 至 令和7年度	390,672千円

国 営 那 珂 川 沿 岸 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変 更 前	土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸 土地改良事業に係る費用の一部を負担す る。	自 令和3年度 至 令和14年度	2,661,648千円
	変 更 後	同 上	自 令和4年度 至 令和15年度	3,061,154千円
茨 城 県 道 路 公 社 事 業 資 金 借 入 金 債 務 保 証	変 更 前	国及び金融機関の茨城県道路公社に対 する事業運営資金及び建設事業資金の融 資について、県がその債務を保証する旨 の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	530,000千円
	変 更 後	同 上	同 上	350,000千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 335,900	△ 千円 19,100	千円 316,800	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	877,400	△ 104,100	773,300			
湛水防除事業	139,700	△ 17,900	121,800			
土地改良事業	3,829,400	△ 105,700	3,723,700			
河川事業	26,600,400	△ 5,136,000	21,464,400			
海岸整備事業	375,600	△ 55,800	319,800			
砂防事業	220,200	△ 2,500	217,700			
急傾斜地崩壊対策事業	364,400	△ 10,200	354,200			
港湾整備事業	3,123,300	△ 285,100	2,838,200			
道路橋梁整備事業	31,339,800	1,243,100	32,582,900			
街路事業	1,171,200	△ 328,500	842,700			
空港整備事業	24,500	△ 17,800	6,700			
放課後児童クラブ整備事業	386,700	△ 207,700	179,000			
産業技術専門学院整備事業	84,100	△ 40,100	44,000			
体育施設整備事業	106,600	△ 11,000	95,600			
公営住宅建設事業	737,000	-	737,000			
過年補助災害復旧事業	124,300	△ 66,600	57,700			
現年補助災害復旧事業	191,800	△ 84,500	107,300			
過年直轄災害復旧事業	40,000	14,100	54,100			
現年直轄災害復旧事業	49,200	△ 49,200	-			
単独災害復旧事業	173,300	21,000	194,300			
児童福祉施設整備事業	137,300	△ 27,900	109,400			

老人福祉施設整備事業	477,600	△	441,000	36,600			
障害福祉施設整備事業	401,700	△	313,600	88,100			
総合福祉会館整備事業	5,000	△	200	4,800			
県庁舎等整備事業	1,340,500	△	353,400	987,100			
大気汚染監視機器整備事業	1,500		-	1,500			
交通安全施設整備事業	757,400		7,000	764,400			
警察施設整備事業	2,086,700	△	117,600	1,969,100			
公園事業	777,500	△	131,900	645,600			
高校整備事業	3,688,500	△	54,100	3,634,400			
文化施設整備事業	230,800	△	24,700	206,100			
社会教育施設整備事業	93,100	△	3,400	89,700			
特別支援学校整備事業	466,000	△	48,800	417,200			
空港周辺整備事業	10,300	△	10,300	-			
地域鉄道設備等整備事業	33,400		43,700	77,100			
石綿対策事業	58,600		11,000	69,600			
災害救助対策事業	16,700	△	15,600	1,100			
消防施設整備事業	47,000		2,600	49,600			
県立医療大学設備整備事業	171,400	△	700	170,700			
農業大学校施設整備事業	133,100	△	32,700	100,400			
農業総合センター施設整備事業	52,900	△	21,200	31,700			
原種苗センター整備事業	19,800		-	19,800			
畜産センター施設整備事業	50,100	△	6,600	43,500			
養豚研究所施設整備事業	55,600	△	400	55,200			

水産試験場施設 整備事業	79,400	-	79,400			
地域活性化事業	949,400	△ 78,700	870,700			
防災対策事業	623,700	46,400	670,100			
合併特例事業	1,703,400	△ 87,600	1,615,800			
地方道路等 整備事業	1,189,100	292,200	1,481,300			
緊急防災・減災事業	642,900	△ 86,500	556,400			
上水道事業出資金	1,281,000	△ 277,000	1,004,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	90,000,000	△ 24,629,500	65,370,500			30年以内 (据置期間を 含む。)
退職手当債	4,000,000	-	4,000,000			
減収補填債	-	100,000	100,000			
災害援護資金 貸付金	33,500	△ 31,167	2,333	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	181,909,700	△ 31,555,267	150,354,433			

第44号議案

令和3年度 茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県競輪事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,307,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,184,131千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業収入		16,876,713 ^{千円}	3,307,418 ^{千円}	20,184,131 ^{千円}
	1 競輪事業収入	16,325,639	3,069,777	19,395,416
	2 繰入金	104,357	△ 104,357	-
	3 繰越金	446,717	341,998	788,715
歳入合計		16,876,713	3,307,418	20,184,131

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業支出		16,876,713 ^{千円}	3,307,418 ^{千円}	20,184,131 ^{千円}
	1 競輪事業費	16,255,004	3,002,504	19,257,508
	2 積立金	1,263	208,804	210,067
	3 繰出金	200,000	100,000	300,000
	4 予備費	420,446	△ 3,890	416,556
歳出合計		16,876,713	3,307,418	20,184,131

第45号議案

令和3年度 茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,163,931千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		146,926,071 ^{千円}	237,860 ^{千円}	147,163,931 ^{千円}
	1 財産収入	115,884	△ 34,189	81,695
	2 繰入金	45,361,587	272,049	45,633,636
歳入合計		146,926,071	237,860	147,163,931

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理支出		146,926,071 ^{千円}	237,860 ^{千円}	147,163,931 ^{千円}
	1 公債費	146,926,071	237,860	147,163,931
歳出合計		146,926,071	237,860	147,163,931

第46号議案

令和3年度 茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県市町村振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207,685千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,625,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興 資金収入		1,418,000 ^{千円}	207,685 ^{千円}	1,625,685 ^{千円}
	1 繰越金	500,001	205,776	705,777
	2 諸収入	917,999	1,909	919,908
歳入合計		1,418,000	207,685	1,625,685

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興 資金支出		1,418,000 ^{千円}	207,685 ^{千円}	1,625,685 ^{千円}
	2 繰出金	617,000	2,908	619,908
	3 予備費	1,000	204,777	205,777
歳出合計		1,418,000	207,685	1,625,685

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市町村振興 資金支出			496,800 ^{千円}
	1 市町村振興 資金支出	市町村振興資金貸付金	496,800
合 計			496,800

第47号議案

令和3年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275,686千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,468,305千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
神栖総合公園整備事業	47,400 ^{千円}	- ^{千円}	47,400 ^{千円}
県立カシマサッカースタジアム整備事業	1,734,800	△ 2,100	1,732,700
計	1,782,200	△ 2,100	1,780,100

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入		3,743,991 ^{千円}	△ 275,686 ^{千円}	3,468,305 ^{千円}
	1 事業収入	128,908	△ 121,321	7,587
	2 財産収入	538,570	83,206	621,776
	3 繰越金	897,774	△ 235,616	662,158
	4 諸収入	395,884	△ 77	395,807
	5 県債	1,782,200	△ 2,100	1,780,100
	6 使用料	655	222	877
歳入合計		3,743,991	△ 275,686	3,468,305

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費		3,743,991 ^{千円}	△ 275,686 ^{千円}	3,468,305 ^{千円}
	1 鹿島開発事業費	1,693,775	△ 244,921	1,448,854
	2 公債費	2,040,216	△ 20,765	2,019,451
	3 予備費	10,000	△ 10,000	-
歳出合計		3,743,991	△ 275,686	3,468,305

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費			千円 421,244
	1 鹿島開発 事業費		421,244
		カシマサッカースタジアム管理運営費	351,801
		用地対策費	8,074
		開発財産管理費	61,369
合 計		421,244	

第48号議案

令和3年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155,022千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,993,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
県立医療大学附属病院整備事業	128,100 ^{千円}	△ 18,200 ^{千円}	109,900 ^{千円}
計	128,100	△ 18,200	109,900

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立医療大学 附属病院収入		3,148,963 ^{千円}	△ 155,022 ^{千円}	2,993,941 ^{千円}
	1 使用料及び 手数 料	1,794,830	△ 353,316	1,441,514
	2 財 産 収 入	4,486	△ 317	4,169
	3 繰 入 金	1,177,464	189,960	1,367,424
	4 繰 越 金	30,000	16,559	46,559
	5 諸 収 入	14,083	1,239	15,322
	6 県 債	128,100	△ 18,200	109,900
	7 国庫支出金	-	9,053	9,053
歳 入 合 計		3,148,963	△ 155,022	2,993,941

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立医療大学 附属病院費		3,148,963 ^{千円}	△ 155,022 ^{千円}	2,993,941 ^{千円}
	1 病院運営費	2,637,513	△ 140,366	2,497,147
	2 研究研修費	23,518	△ 12,156	11,362
	4 予 備 費	2,500	△ 2,500	-
歳 出 合 計		3,148,963	△ 155,022	2,993,941

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 県立医療大学 附属病院費			千円 21,893
	1 病院運営費	管理運営費	21,893
合計			21,893

第49号議案

令和3年度 茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,445,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,035,406千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康 保険収入		241,589,577 ^{千円}	22,445,829 ^{千円}	264,035,406 ^{千円}
	2 国庫支出金	66,914,533	9,407,675	76,322,208
	3 財産収入	5,968	△ 5,669	299
	4 繰入金	16,010,146	△ 268,168	15,741,978
	5 繰越金	3,665,108	13,067,787	16,732,895
	6 諸収入	84,458,403	244,204	84,702,607
歳入合計		241,589,577	22,445,829	264,035,406

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康 保険費		241,589,577 ^{千円}	22,445,829 ^{千円}	264,035,406 ^{千円}
	1 国民健康保険費	241,583,509	14,949,980	256,533,489
	2 積立金	5,968	△ 5,669	299
	3 予備費	100	7,501,518	7,501,618
歳出合計		241,589,577	22,445,829	264,035,406

第50号議案

令和3年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,012千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子・父子・寡婦 福祉貸付金収入		209,434 ^{千円}	18,012 ^{千円}	227,446 ^{千円}
	1 繰入金	5,311	△ 5,311	-
	2 貸付返納金	117,483	△ 10,873	106,610
	3 繰越金	86,398	34,196	120,594
歳入合計		209,434	18,012	227,446

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子・父子・寡婦 福祉貸付金支出		209,434 ^{千円}	18,012 ^{千円}	227,446 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦 福祉貸付費	145,025	△ 68,119	76,826
	2 予備費	64,409	86,211	150,620
歳出合計		209,434	18,012	227,446

第51号議案

令和3年度 茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県中小企業事業資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,837,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ645,747千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業事業 資金収入		2,483,007 ^{千円}	△ 1,837,260 ^{千円}	645,747 ^{千円}
	1 繰入金	23,363	△ 4,532	18,831
	2 繰越金	287,116	△ 4,211	282,905
	3 諸収入	2,172,528	△ 1,828,517	344,011
歳入合計		2,483,007	△ 1,837,260	645,747

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業事業 資金支出		2,483,007 ^{千円}	△ 1,837,260 ^{千円}	645,747 ^{千円}
	1 中小企業事業 資金支出	2,475,207	△ 1,973,079	502,128
	2 予備費	7,800	135,819	143,619
歳出合計		2,483,007	△ 1,837,260	645,747

第52号議案

令和3年度 茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良 資金収入		68,439 ^{千円}	354,770 ^{千円}	423,209 ^{千円}
	1 繰入金	4,980	△ 3,226	1,754
	2 繰越金	694	345,794	346,488
	3 諸収入	62,765	12,202	74,967
歳入合計		68,439	354,770	423,209

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良 資金支出		68,439 ^{千円}	354,770 ^{千円}	423,209 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	63,445	3,253	66,698
	2 業務勘定支出	4,986	△ 1,666	3,320
	3 予備費	8	353,183	353,191
歳出合計		68,439	354,770	423,209

第53号議案

令和3年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,121千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,065千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,944 ^{千円}	62,121 ^{千円}	154,065 ^{千円}
	1 繰入金	944	△ 463	481
	2 繰越金	90,001	58,455	148,456
	3 諸収入	999	4,129	5,128
歳入合計		91,944	62,121	154,065

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,944 ^{千円}	62,121 ^{千円}	154,065 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	90,000	△ 60,000	30,000
	2 業務勘定支出	944	△ 463	481
	3 予備費	1,000	122,584	123,584
歳出合計		91,944	62,121	154,065

第54号議案

令和3年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善 資金収入		71,449 ^{千円}	268,203 ^{千円}	339,652 ^{千円}
	1 繰入金	1,445	△ 998	447
	2 繰越金	35,481	283,094	318,575
	3 諸収入	34,523	△ 13,893	20,630
歳入合計		71,449	268,203	339,652

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善 資金支出		71,449 ^{千円}	268,203 ^{千円}	339,652 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	70,000	△ 68,800	1,200
	2 業務勘定支出	1,445	△ 998	447
	3 予備費	4	338,001	338,005
歳出合計		71,449	268,203	339,652

第55号議案

令和3年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ950,073千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,023,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
港湾整備事業	4,823,400 ^{千円}	△ 1,547,800 ^{千円}	3,275,600 ^{千円}
計	4,823,400	△ 1,547,800	3,275,600

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業収入		10,973,395 ^{千円}	△ 950,073 ^{千円}	10,023,322 ^{千円}
	1 使用料	1,604,182	2,414	1,606,596
	2 財産収入	1,553,555	361,840	1,915,395
	3 繰入金	2,040,029	△ 355,554	1,684,475
	4 繰越金	2,000	552,281	554,281
	5 諸収入	950,229	36,746	986,975
	6 県債	4,823,400	△ 1,547,800	3,275,600
歳入合計		10,973,395	△ 950,073	10,023,322

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		10,973,395 ^{千円}	△ 950,073 ^{千円}	10,023,322 ^{千円}
	1 港湾総務費	145,218	△ 9,537	135,681
	2 港湾管理費	1,742,213	△ 80,236	1,661,977
	3 港湾振興費	48,520	△ 10,645	37,875
	4 港湾建設費	4,369,500	△ 1,525,614	2,843,886
	5 公債費	4,665,944	677,959	5,343,903
	6 予備費	2,000	△ 2,000	-
歳出合計		10,973,395	△ 950,073	10,023,322

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費			千円 735,200	千円 83,993	千円 819,193
	2 港湾管理費	港湾管理費	-	83,993	83,993
合	計		735,200	83,993	819,193

第56号議案

令和3年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)

令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,393,787千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,386,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
土地区画整理事業	2,997,100 ^{千円}	△ 2,028,700 ^{千円}	968,400 ^{千円}
土地区画整理関連事業	113,400	△ 28,800	84,600
計	3,110,500	△ 2,057,500	1,053,000

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理 事業収入		22,780,647 ^{千円}	△ 2,393,787 ^{千円}	20,386,860 ^{千円}
	1 使用料及び 手数料	25	△ 3	22
	2 国庫支出金	634,255	△ 154,592	479,663
	4 財産収入	11,129,266	△ 1,371,156	9,758,110
	5 繰入金	6,421,650	△ 611,350	5,810,300
	6 繰越金	322,005	1,800,886	2,122,891
	7 諸収入	1,035,546	△ 72	1,035,474
	8 県債	3,110,500	△ 2,057,500	1,053,000
歳入合計		22,780,647	△ 2,393,787	20,386,860

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理 事業費		22,780,647 ^{千円}	△ 2,393,787 ^{千円}	20,386,860 ^{千円}
	1 T X 沿線 開発事業費	6,995,886	△ 2,133,467	4,862,419
	2 島名・福田 開発事業費	3,789,011	△ 2,291	3,786,720
	3 上河原崎・中西 開発事業費	8,721,494	△ 488,323	8,233,171
	4 阿見・吉原 開発事業費	3,274,256	230,294	3,504,550
歳出合計		22,780,647	△ 2,393,787	20,386,860

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計	
1 土地区画整理 事業費			千円 1,191,400	千円 309,800	千円 1,501,200	
	2 島名・福田坪 開発事業費		374,000	170,800	544,800	
		島名・福田坪 整備事業費	298,000	153,908	451,908	
		土地区画整理 事業費	76,000	16,892	92,892	
	3 上河原崎・中西 開発事業費		817,400	139,000	956,400	
		上河原崎・中西 整備事業費	393,000	98,900	491,900	
		土地区画整理 事業費	424,400	40,100	464,500	
	合	計		1,191,400	309,800	1,501,200

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,498,615千円」を「1,499,485千円」に、「731,818千円」を「231,182千円」に、「及び当年度分損益勘定留保資金766,797千円」を「、当年度分損益勘定留保資金938,093千円及び減債積立金330,210千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 中央病院資本的収入	1,623,737千円		14千円	1,623,751千円
第1項 企業債	609,700千円		△ 111,000千円	498,700千円
第2項 負担金	853,760千円		60,675千円	914,435千円
第4項 他会計補助金	150,277千円		50,339千円	200,616千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	236,001千円		△ 49千円	235,952千円
第1項 企業債	88,200千円		△ 6,400千円	81,800千円
第2項 負担金	147,801千円		5,145千円	152,946千円
第3項 他会計補助金	-千円		643千円	643千円
第4項 国庫補助金	-千円		563千円	563千円
第3款 こども病院資本的収入	632,607千円		△ 14,036千円	618,571千円
第1項 企業債	184,700千円		△ 56,100千円	128,600千円
第2項 負担金	435,881千円		35,476千円	471,357千円
第3項 国庫補助金	1,906千円		△ 81千円	1,825千円
第4項 他会計補助金	10,120千円		6,669千円	16,789千円
		支		
		出		
第2款 こころの医療センター資本的支出	392,354千円		△ 65千円	392,289千円
第1項 建設改良費	96,163千円		△ 65千円	96,098千円
第3款 こども病院資本的支出	962,894千円		△ 13,136千円	949,758千円
第1項 建設改良費	241,066千円		△ 13,136千円	227,930千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「609,700千円」を「498,700千円」に、「88,200千円」を「81,800千円」に、「184,700千円」を「128,600千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「13,578,888千円」を「13,705,576千円」に、「610千円」を「310千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条第1項中「3,407,826千円」を「3,127,902千円」に、「51,822千円」を「48,368千円」に、「3,459,648千円」を「3,176,270千円」に改める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第58号議案

令和3年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「138,425,108㎡」を「141,605,422㎡」に、同条第3号中「379,247㎡」を「387,960㎡」に、同条第4号中「6,577,590千円」を「5,935,108千円」に、「1,065,317千円」を「930,216千円」に、「734,800千円」を「695,893千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 事業収益	19,728,645千円		231,142千円	19,959,787千円
第1項 営業収益	17,431,644千円		221,193千円	17,652,837千円
第2項 営業外収益	2,289,374千円	△	26,622千円	2,262,752千円
第3項 特別利益	7,627千円		36,571千円	44,198千円
	支		出	
第1款 事業費用	18,672,208千円		△ 1,106,939千円	17,565,269千円
第1項 営業費用	17,483,112千円		△ 1,191,217千円	16,291,895千円
第2項 営業外費用	1,169,069千円		70,087千円	1,239,156千円
第3項 特別損失	8,027千円		14,191千円	22,218千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「8,092,863千円」を「8,193,864千円」に、「7,725,762千円」を「4,687,252千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額367,101千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額444,792千円及び建設改良積立金3,061,820千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	3,698,022千円		△ 1,089,115千円	2,608,907千円
第1項 国庫補助金	1,243,468千円		△ 237,972千円	1,005,496千円
第2項 企業債	809,200千円		△ 532,400千円	276,800千円
第3項 出資金	1,281,000千円		△ 277,000千円	1,004,000千円
第4項 負担金	88,774千円		20,036千円	108,810千円
第5項 他会計補助金	118,038千円		△ 1,199千円	116,839千円
第6項 長期借入金	141,073千円		△ 44,111千円	96,962千円
第7項 関連事業収入	16,469千円		△ 16,469千円	-千円
	支		出	
第1款 資本的支出	11,790,885千円		△ 988,114千円	10,802,771千円
第1項 建設改良費	8,377,707千円		△ 816,490千円	7,561,217千円

第2項 資産購入費	94,905千円	△	7,361千円	87,544千円
第3項 償還金	3,154,009千円		1千円	3,154,010千円
第4項 補助金返還金	158,775千円	△	158,775千円	-千円
第5項 出資金返還金	5,489千円	△	5,489千円	-千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「809,200千円」を「276,800千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,081,446千円」を「990,045千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「244,557千円」を「243,557千円」に改める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第59号議案

令和3年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「256事業所」を「251事業所」に、第2号中「325,613,100㎡」を「326,501,455㎡」に、同条第3号中「892,091㎡」を「894,525㎡」に、同条第4号中「281,384千円」を「338,049千円」に、「2,310,226千円」を「2,315,026千円」に、「2,540,386千円」を「2,671,367千円」に、「263,203千円」を「349,967千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 事業 収 益	13,563,370千円	72,355千円	13,635,725千円
第1項 営 業 収 益	12,242,848千円	30,475千円	12,273,323千円
第2項 営 業 外 収 益	1,320,522千円	6,545千円	1,327,067千円
第3項 特 別 利 益	－千円	35,335千円	35,335千円
	支	出	
第1款 事業 費 用	11,553,681千円	60,628千円	11,614,309千円
第1項 営 業 費 用	10,816,460千円	△ 483,632千円	10,332,828千円
第2項 営 業 外 費 用	726,721千円	82,088千円	808,809千円
第3項 特 別 損 失	500千円	462,172千円	462,672千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「5,173,503千円」を「5,757,120千円」に、「4,615,233千円」を「3,745,704千円」に、「196,168千円」を「203,100千円」に、「及び建設改良積立金362,102千円」を「減債積立金210,000千円及び建設改良積立金1,598,316千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	3,549,016千円	△ 297,535千円	3,251,481千円
第1項 国 庫 補 助 金	361,500千円	445,346千円	806,846千円
第2項 企 業 債	2,625,400千円	△ 1,028,900千円	1,596,500千円
第3項 負 担 金	562,116千円	286,019千円	848,135千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	8,722,519千円	286,082千円	9,008,601千円
第1項 建 設 改 良 費	5,395,199千円	279,210千円	5,674,409千円
第2項 資 産 購 入 費	4,779千円	△ 1,667千円	3,112千円
第3項 償 還 金	3,040,672千円	8,538千円	3,049,210千円
第4項 基 金 積 立 金	281,869千円	1千円	281,870千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「2,625,400千円」を「1,596,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「715,552千円」を「673,658千円」に改める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第60号議案

令和3年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「39,004千円」を「32,884千円」に、「1,961千円」を「-千円」に改め、同条第2号中「32,000㎡」を「-㎡」に、「587,394千円」を「372,082千円」に、「12,178,500千円」を「12,189,023千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 格納庫事業収益	40,899千円		△ 6,183千円	34,716千円
第1項 営業収益	40,888千円		△ 6,669千円	34,219千円
第2項 営業外収益	11千円		486千円	497千円
第2款 土地造成事業収益	1,247,634千円		△ 819,476千円	428,158千円
第1項 営業収益	1,247,364千円		△ 819,260千円	428,104千円
第2項 営業外収益	270千円		△ 216千円	54千円
		支		出
第1款 格納庫事業費用	29,579千円		77,094千円	106,673千円
第1項 営業費用	27,120千円		△ 15,308千円	11,812千円
第2項 営業外費用	1,859千円		2,645千円	4,504千円
第3項 特別損失	100千円		89,757千円	89,857千円
第2款 土地造成事業費用	1,063,399千円		△ 237,894千円	825,505千円
第1項 営業費用	1,023,750千円		△ 237,842千円	785,908千円
第2項 営業外費用	38,449千円		△ 52千円	38,397千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「573,855千円」を「317,123千円」に、「345,443千円」を「48,866千円」に、「228,412千円」を「268,257千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 土地造成事業資本的収入	12,194,000千円		△ 5,400千円	12,188,600千円
第1項 企業債	12,178,500千円		△ 25,400千円	12,153,100千円
第2項 負担金	15,500千円		△ 15,500千円	-千円
第3項 受託工事収入	-千円		35,500千円	35,500千円
第2款 格納庫事業資本的収入	-千円		55,382千円	55,382千円
第1項 固定資産売却代金	-千円		55,382千円	55,382千円

	支	出		
第1款 格納庫事業資本的支出	1,961千円	△	1,961千円	-千円
第1項 建設改良費	1,961千円	△	1,961千円	-千円
第2款 土地造成事業資本的支出	12,765,894千円	△	204,789千円	12,561,105千円
第1項 土地造成費	12,765,894千円	△	204,789千円	12,561,105千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第6条中限度額「12,178,500千円」を「12,153,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「28,561千円」を「32,579千円」に改める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第61号議案

令和3年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「44,075,057㎡」を「43,805,362㎡」に、同条第2号中「120,754㎡」を「120,015㎡」に、同条第4号中「2,110,102千円」を「1,839,873千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 事業収益	3,455,740千円		1,130千円	3,456,870千円
第1項 営業収益	2,999,347千円		△ 33,260千円	2,966,087千円
第2項 営業外収益	456,369千円		24,595千円	480,964千円
第3項 特別利益	24千円		9,795千円	9,819千円
		支	出	
第1款 事業費用	3,186,920千円		70,083千円	3,257,003千円
第1項 営業費用	3,113,992千円		47,422千円	3,161,414千円
第2項 営業外費用	71,868千円		19,666千円	91,534千円
第3項 特別損失	60千円		2,995千円	3,055千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,049,880千円」を「979,898千円」に、「963,695千円」を「704,821千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額86,185千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額73,354千円及び減債積立金201,723千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	1,460,493千円		△ 199,968千円	1,260,525千円
第1項 国庫補助金	483,225千円		△ 66,500千円	416,725千円
第2項 企業債	966,400千円		△ 145,900千円	820,500千円
第3項 負担金	10,868千円		△ 2,168千円	8,700千円
第4項 固定資産売却代金	-千円		14,600千円	14,600千円
		支	出	
第1款 資本的支出	2,510,373千円		△ 269,950千円	2,240,423千円
第1項 建設改良費	2,110,102千円		△ 270,229千円	1,839,873千円
第3項 償還金	374,769千円		278千円	375,047千円
第4項 補助金返還金	-千円		1千円	1千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「966,400千円」を「820,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「202,031千円」を「185,214千円」に改める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第62号議案

令和3年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「129,475,000㎡」を「126,073,261㎡」に、同条第2号中「354,726㎡」を「345,406㎡」に、同条第4号中「4,679,049千円」を「4,601,616千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	17,265,695千円	185,845千円	17,451,540千円
第1項 営業収益	9,046,184千円	△ 7,744千円	9,038,440千円
第2項 営業外収益	8,150,583千円	163,442千円	8,314,025千円
第3項 特別利益	68,928千円	30,147千円	99,075千円
	支 出		
第1款 事業費用	17,018,907千円	8,861千円	17,027,768千円
第1項 営業費用	16,500,566千円	△ 17,252千円	16,483,314千円
第2項 営業外費用	462,154千円	△ 6,901千円	455,253千円
第3項 特別損失	52,187千円	33,014千円	85,201千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「2,186,133千円」を「2,012,542千円」に、「1,393,440千円」を「603,549千円」に、「712,910千円」を「123,758千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額79,783千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額85,287千円及び減債積立金1,199,948千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	5,043,655千円	△ 39,926千円	5,003,729千円
第1項 国庫補助金	2,661,329千円	△ 17,013千円	2,644,316千円
第2項 企業債	1,461,600千円	900千円	1,462,500千円
第3項 負担金	920,351千円	△ 23,641千円	896,710千円
第5項 関連事業収入	295千円	△ 172千円	123千円
	支 出		
第1款 資本的支出	7,229,788千円	△ 213,517千円	7,016,271千円
第1項 建設改良費	4,679,049千円	△ 77,433千円	4,601,616千円
第2項 資産購入費	16,840千円	△ 4,783千円	12,057千円
第3項 償還金	2,397,888千円	△ 2千円	2,397,886千円

第4項 基金積立金 136,011千円 △ 131,299千円 4,712千円
(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,461,600千円」を「1,462,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「530,828千円」を「537,137千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,691,032千円」を「1,692,693千円」に改める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第63号議案

茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例

茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金	脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。以下同じ。）の実現に資する取組を行う企業を支援するための事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認められた金額を基金に積み立てる。	脱炭素社会の実現に資する取組を行う企業を支援するための事業に要する経費に充てるとき。
-------------------------	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第64号議案

茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する 条例

茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例（令和3年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第65号議案

県が行う建設事業に対する市の負担額について

令和3年第3回茨城県議会定例会において、第128号議案として提出し、議決を受けた市が負担する金額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
奥久慈グリーンライン 林道整備事業	常陸太田市	千円 284,000	千円 200,000	千円 56,800	千円 40,000	
広域漁港整備事業	神栖市	393,194	1,133,194	58,423	126,211	
波崎漁港外港拡張部 開港対策事業	神栖市	25,000	223,685	6,250	55,921	
漁港施設整備事業	日立市	10,000	7,649	2,500	1,912	
	北茨城市	33,000	41,465	8,250	10,365	
	ひたちなか市	23,000	19,192	5,750	4,797	
	神栖市	33,000	39,460	8,250	9,865	

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第66号議案

県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

令和3年第3回茨城県議会定例会において、第129号議案として提出し、議決を受けた市町村が負担する金額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
県営土地改良事業	水戸市	千円 273,825	千円 388,631	千円 28,281	千円 44,687	
	日立市	-	53,750	-	5,000	
	古河市	1,159,595	1,616,882	125,012	170,698	
	石岡市	135,422	132,197	2,869	2,119	
	結城市	545,030	886,055	41,424	77,915	
	龍ヶ崎市	422,650	672,925	50,882	83,275	
	下妻市	468,275	952,272	70,916	119,861	
	常総市	579,554	939,774	32,705	59,305	
	北茨城市	118,200	155,810	24,500	31,900	
	笠間市	482,500	532,565	51,507	61,548	
	取手市	898,132	1,120,717	6,770	8,463	
	つくば市	242,937	393,362	20,555	41,605	
	ひたちなか市	85,850	64,450	874	484	
	鹿嶋市	91,200	166,350	21,250	37,000	
	潮来市	-	326,475	-	30,500	
	常陸大宮市	225,350	203,950	4,251	4,001	
	那珂市	128,850	171,900	2,189	2,807	
	筑西市	583,470	786,722	41,875	59,841	
	坂東市	696,829	918,219	59,284	74,643	
かすみがうら市	-	32,250	-	3,000		

桜川市	129,080	180,680	2,422	6,806	
神栖市	202,978	312,104	19,396	50,181	
つくばみらい市	1,468,422	1,695,442	87,448	96,605	
小美玉市	150,459	163,774	25,350	27,939	
茨城町	85,850	64,450	2,328	1,636	
大洗町	85,850	96,700	202	3,112	
城里町	85,850	107,450	414	5,030	
東海村	85,850	64,450	196	108	
美浦村	37,625	48,375	4,400	5,400	
河内町	-	9,675	-	1,170	
八千代町	442,604	533,429	14,088	15,788	
境町	263,025	321,850	11,781	21,158	
利根町	375,075	390,425	35,093	22,548	

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第67号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和3年第3回茨城県議会定例会において、第130号議案として提出し、議決を受けた市町村が負担する金額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
河川事業	日立市	130,000 ^{千円}	250,000 ^{千円}	13,000 ^{千円}	25,000 ^{千円}	
	土浦市	30,000	33,000	3,000	3,300	
	常陸太田市	24,000	94,000	2,400	9,400	
	鹿嶋市	80,000	180,000	8,000	18,000	
	行方市	120,000	150,000	12,000	15,000	
	鉾田市	70,000	130,000	7,000	13,000	
	小美玉市	20,000	140,000	2,000	14,000	
港湾事業	日立市	-	108,000	-	14,400	
	ひたちなか市	1,040,000	1,165,680	69,900	73,367	
	大洗町	30,000	-	4,000	-	
	東海村	940,000	1,120,000	28,200	33,600	
下水道事業	水戸市	203,670	219,983	42,579	45,811	
	日立市	103,210	111,477	21,577	23,214	
	土浦市	448,553	559,081	89,824	116,738	
	古河市	41,746	31,566	8,795	6,540	
	石岡市	148,040	184,516	29,646	38,527	
	龍ヶ崎市	168,385	171,704	30,703	31,285	
	下妻市	263,088	267,833	50,707	50,148	
	常総市	183,340	184,162	34,582	33,936	
	常陸太田市	46,429	50,148	9,706	10,443	
	牛久市	143,292	146,117	26,128	26,622	

つくば市	409,495	495,495	80,667	100,349	
ひたちなか市	227,370	245,582	47,534	51,142	
潮来市	188,027	236,532	35,561	46,217	
常陸大宮市	25,479	27,520	5,327	5,732	
那珂市	78,298	84,569	16,369	17,610	
筑西市	199,712	224,192	41,261	43,973	
坂東市	28,838	22,014	6,109	4,596	
稲敷市	11,226	11,447	2,047	2,085	
かすみがうら市	103,981	129,604	20,821	27,061	
桜川市	186,288	212,804	43,118	45,641	
行方市	99,476	125,138	18,814	24,450	
小美玉市	162,627	202,696	32,565	42,324	
大洗町	50,149	54,165	10,484	11,280	
城里町	16,987	18,347	3,552	3,820	
東海村	57,267	61,853	11,973	12,881	
阿見町	122,414	152,577	24,513	31,859	
河内町	12,546	12,794	2,288	2,331	
八千代町	116,051	114,967	22,983	22,050	
境町	39,916	29,008	8,221	5,804	
利根町	28,394	28,954	5,177	5,275	

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第68号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

令和3年第1回茨城県議会定例会において、第44号議案として提出し、議決を受けた関係市町村に負担させる金額について、下記のとおり変更するものとする。

	記	
	(変更前)	(変更後)
龍ヶ崎市	463,666千円	430,592千円
牛久崎市	383,592千円	378,258千円
つくば市	1,518,714千円	1,442,628千円
稲敷市	12,248千円	13,991千円
河内町	13,587千円	14,092千円
利根町	69,407千円	71,812千円
土浦市	1,020,459千円	1,064,352千円
石岡市	281,160千円	227,200千円
小美玉市	113,520千円	126,043千円
阿見町	473,682千円	444,370千円
潮来市	273,559千円	300,300千円
行方市	44,473千円	41,910千円
日立市	338,918千円	348,461千円
常陸太田市	118,721千円	117,913千円
ひたちなか市	342,910千円	334,427千円
常陸大宮市	64,615千円	65,576千円
那珂市	266,819千円	238,129千円
大洗町	75,810千円	66,892千円
城里町	42,935千円	36,470千円
東海村	264,723千円	260,718千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	21,517千円	18,898千円
古河市	120,670千円	108,394千円
坂東市	58,630千円	58,773千円
境町	199,771千円	208,780千円
下妻市	202,987千円	185,662千円
筑西市	219,659千円	225,303千円
八千代町	50,383千円	49,190千円
桜川市	125,021千円	123,967千円

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第69号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国補地道 第03-03-606-Z-001号 主要地方道 筑西つくば線 養蚕橋橋梁上部 工事（その1）	条件付き 一般競争入札	千円 699,479	神栖市砂山16番地5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役 齊藤 功

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第70号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国補地道 第03-03-606-Z-002号 主要地方道 筑西つくば線 養蚕橋橋梁上部 工事(その2)	条件付き 一般競争入札	千円 543,400	取手市下高井1020番地 日本ファブテック株式会社 橋梁事業本部本部長 福島 剛

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第71号議案

工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県単支援道改 第31-03-000-6-001号 合併支援道路 (仮称)上曾トンネル 本体工事(石岡工区)	随意契約	既請負 契約金額	千 4,069,417	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組 取締役社長 蓮輪 賢治 代理人 常務執行役員関東支店長 多尾田 望
		今回増減 (△) 額	998,250	
		計	5,067,667	

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第72号議案

工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県単支援道改 第31-03-016-6-001号 合併支援道路 (仮称)上曾トンネル 本体工事(桜川工区)	随意契約	既請負 契約金額	千円 2,993,320	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 代理人 東京支店常務執行役員支店長 奥畑 浩一郎
		今回増減 (△)額	200,970	
		計	3,194,290	

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第73号議案

訴えの提起について

茨城県は、生活保護費用返還金の支払を求めるため、次のとおり裁判所へ訴えを提起する。

1 提訴の相手方の住所及び氏名

住 所	氏 名
北相馬郡利根町大字布川1552番地 メゾン佐藤1A	柳 枝 由賀里
稲敷郡阿見町大字鈴木131番地2 ベルハイツ3-102号	渡 部 力

2 訴えの要旨

茨城県は、相手方が生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により返還義務のある生活保護費用について、未収となっている生活保護費用返還金の支払を命ずる判決を求める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第74号議案

訴えの提起について

茨城県は、茨城県農業改良資金貸付金に係る償還金及び違約金の支払を求めるため、次のとおり裁判所へ訴えを提起する。

1 提訴の相手方の住所及び氏名

住 所	氏 名
小美玉市佐才709番地2	塚 本 吉 一
小美玉市佐才709番地2	塚 本 貴 宣
東茨城郡茨城町大字中石崎274番地	入 野 衛
取手市和田1188番地2	下 村 はるみ
取手市山王307番地	下 村 泰 男
取手市山王307番地	野 原 啓 子
常陸太田市上大門町1513番地の1	助 川 己 義
常陸太田市岡田町523番地	小 祝 康 弘
水戸市千波町2014番地	鈴 木 忠 信

2 訴えの要旨

茨城県は、未収となっている茨城県農業改良資金貸付金に係る償還金及び違約金の支払を命ずる判決を求める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第75号議案

訴えの提起について

茨城県は、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金返還金の支払を求めるため、次のとおり裁判所へ訴えを提起する。

1 提訴の相手方の住所及び氏名

住 所	氏 名
常陸大宮市鷲子679番地 1	有限会社堀江製材所

2 訴えの要旨

茨城県は、相手方が補助事業により取得した財産を、承認を受けず処分したことにより返還を命じられた森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金について、未収となっている森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金返還金の支払を命ずる判決を求める。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第76号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
茨城県立医療大学 付属病院使用料等	平成17年度	1,129,200円	かすみがうら市稲 吉東四丁目17番13 号 出沼 友二郎	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第77号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
シニア住宅 供給事業貸付金	平成3年度	1,000,000,000円	水戸市大町三丁目 4番36号 茨城県住宅供給公 社	回収不能のため、権利を放棄するもの
公営住宅用地 先行取得事業 資金貸付金	平成22年度	679,015,143円	水戸市大町三丁目 4番36号 茨城県住宅供給公 社	回収不能のため、権利を放棄するもの
住宅供給公社 経営支援貸付金	平成22年度	24,657,159,640円	水戸市大町三丁目 4番36号 茨城県住宅供給公 社	回収不能のため、権利を放棄するもの
債権譲渡による 住宅供給公社への 貸付金	平成22年度	10,643,264,502円	水戸市大町三丁目 4番36号 茨城県住宅供給公 社	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第78号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
茨城県立中央病院 の 診 療 料	平 成 12 年 度	687,725円	土浦市並木五丁目 4830番地9 細野 住宅1号 風間 広子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平成12年度及び 平成13年度	1,045,212円	東京都足立区大谷 田一丁目1番7号 514 大倉 央子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平 成 13 年 度	700,000円	水戸市河和田町56 番地125 小島 基宏	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平成13年度及び 平成14年度	594,030円	笠間市下郷4439番 地 鷹松 四郎	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料	平成15年度、 平成16年度、 平成17年度、 平成18年度、 平成19年度、 平成20年度、 平成21年度及び 平成22年度	7,438,498円	日立市千石町4丁 目5番35号-101 宮川 茂	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平成15年度及び 平成16年度	894,890円	笠間市東平一丁目 20番地4 山本住 宅2号 大森 博	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料	平 成 17 年 度	594,794円	石岡市下林3306番 地1 赤澤 渉	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平成17年度、 平成20年度、 平成21年度、 平成22年度及び 平成25年度	736,715円	笠間市下郷4670番 地 仲田アパート A号 保田 恵市	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平成18年度及び 平成20年度	715,960円	笠間市美原四丁目 2番地20 美原住 宅D号 佐藤 せつ	回収不能のため、権利を放棄するもの

茨城県立中央病院 の診療料等	平成21年度	686,000円	銚田市大和田1518 番地3 武田 猛彦	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の診療料等	平成21年度	613,180円	石岡市東石岡四丁 目9番3-103号 萩原 恵子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の診療料等	平成23年度及び 平成24年度	852,220円	笠間市下郷4062番 地 羽持 美智子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の診療料	平成24年度	673,360円	笠間市旭町384番 地4 藤枝 章一	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の診療料等	平成24年度、 平成25年度、 平成26年度、 平成27年度、 平成28年度及び 平成29年度	612,667円	水戸市赤塚1丁目 2075番地 M・K ハイツA棟102号 加藤 妙子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の診療料	平成25年度	906,200円	小美玉市橋場美21 番地 丸 操	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の診療料	平成25年度	1,962,745円	神奈川県川崎市幸 区小向町10番11- 6号 ユナイト小 向ララミー103 中澤 誠自	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の診療料等	平成29年度及び 平成30年度	2,417,529円	笠間市手越578番地 山田 稔	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記6件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和4年3月2日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

和解について

ひたちなか保健所所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和3年3月3日（水）午後2時45分頃、ひたちなか市大字中根3600番地137地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

ひたちなか保健所所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型乗用自動車と衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 729,867円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

日立警察署所属の原動機付自転車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和 2 年 10 月 21 日（水）午前 11 時 30 分頃、日立市久慈町 3 丁目 40 番 8 号地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

日立警察署所属の職員が、原動機付自転車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の軽乗用自動車に追突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,317,233円

（注）上記賠償額のうち、977,090円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 4 年 2 月 1 日

茨城県知事 大井川 和 彦

別記3

和解について

ひたちなか警察署所属の原動機付自転車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和3年5月27日（木）午後1時35分頃、ひたちなか市大字中根3269番地地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

ひたちなか警察署所属の職員が、原動機付自転車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型乗用自動車と衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 661,376円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 4

和解について

石岡警察署所属の普通特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和3年11月3日（水）午後5時41分頃、石岡市東光台五丁目11番33号地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

石岡警察署所属の職員が、普通特種自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の普通乗用自動車と衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 578,393円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別記5

和解について

福祉指導課所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

(1) 個人

- (2) 水戸市城南1丁目1番6号サザン水戸ビル7階
株式会社ゆうちょ銀行茨城パートナーセンター
所長 佐久間 英 信

2 和解の内容

- (1) 令和2年1月17日（金）午前8時55分頃、笠間市本戸5475番地2地先高速自動車国道上で発生した事故

(2) 事故の概要

福祉指導課所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記高速自動車国道上において、相手方の軽乗用自動車と衝突し、損害を与えるとともに、損害を受けた。

(3) 損害賠償額

ア 茨城県が支払う損害賠償額 2,436,072円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

イ 茨城県が支払を受ける損害賠償額 24,950円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 6

損害賠償の額の決定について

駐車場で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 525,525円

2 損害賠償の相手方

神栖市平泉東三丁目22番地 5

株式会社 G o o D e n

代表取締役 松 本 巳 紀

3 事故発生の日時及び場所

令和 3 年 10 月 1 日（金）午前 9 時頃から午後 7 時頃までの間

神栖市平泉東三丁目22番地 5 駐車場内

4 事故の概要

県が所有する道路標識が倒れ、上記場所に駐車していた普通乗用自動車に接触し、普通乗用自動車が損傷した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和 彦